

【目次】

1. 政府からのお知らせ
 - 求人をお考えの公益法人・一般法人の皆様へ（官民ジョブサイトのご案内）
 2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
 - 収支相償、特定費用準備資金について（再掲）
-

1. 政府からのお知らせ

■ 求人をお考えの公益法人・一般法人の皆様へ（官民ジョブサイトのご案内）

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の中堅・シニア層（45歳以上）に特化した求人サイトである「官民ジョブサイト」を運営しています。

他の求人手段と並行して、追加コストなく（無料）、公務で培った知識・経験の豊富な人材を対象に求人いただけるサービスです。

利用登録をしていただくと、求職者情報を検索することができ、どのような公務員が登録しているか確認しながら求人内容を検討していただくことができます。

また、求人情報を登録していただいた後、気になる人材がいれば事業主様からスカウト（採用面接への応募打診）をすることもできます。

おかげさまで公益法人・一般法人の皆様のご利用登録も増えており、再就職の実績も着実に増加しています。事務職、技術者、管理職、嘱託員、任期付研究員など幅広い求人募集でご活用いただいています。また、役員の公募をされる場合のツールの一つとしてご活用いただいた実績もございます。まずはお気軽にお問い合わせください。

本事業の詳しい情報は、当センターのホームページ（下記）に掲載しておりますのでご覧ください。

● 官民ジョブサイト（求人・求職者情報提供事業）について

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>

● 事業主様向けページ（お申込みフォーム、パンフレット、御利用の手引きなど）

https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_jigyosya.html

<お問い合わせ先>

内閣府官民人材交流センター（WEB検索は「官民センター」で）

TEL：03-6268-7677（直通）

2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-（3）にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

収支相償を含む財務基準を満たす方策の1つとして、特定費用準備資金の積立てについてご紹介します。

下記リンク先、公益法人 information 令和4年6月14日付「内閣府からのお知らせ」掲載の特定費用準備資金の広報資料「特費のすすめ」をご覧ください、特定費用準備資金の活用をご検討ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。